○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	笠岡市笠岡字西ノ浜新田五六一一番三から同市笠岡字西ノ浜新田五六一八番一七まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	三原市糸崎八丁目一六七番八から同市糸崎八丁目一六七番三五まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	B　一〇・二〇～六二・〇〇メートル	九・一〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　一八・〇〇～九二・〇〇	四・一三九	
	後	B　一〇・二〇～六二・〇〇	九・一〇五	
		A　一八・〇〇～九二・〇〇	四・一三九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県西伯郡大山町田中字大窪田七六〇番一から同町赤坂字下這上六三番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字大反田一二七八番一から同町大字出雲郷字夫敷一四九六番地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県久米郡久米南町下弓削字後河原五〇二番一から同町下弓削字後河原五一五番一まで	前	九・七〇～一三・〇〇メートル	〇・一三三キロメートル
	後	一二・三〇～一三・八〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県久米郡美咲町原田字ナケ元二〇〇七番一から同町原田字沼田一九三一番六まで	前	一〇・五〇～二一・〇〇メートル	〇・〇七五キロメートル
	後	一〇・七〇～二二・五〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県久米郡美咲町原田字ナケ元二〇〇七番一から同町原田字沼田一九三一番六まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日